

犬猫以外の哺乳類におけるケージ等の規模、運動スペースに置く時間についての飼養管理基準及び細部解釈（案）

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■犬猫以外の哺乳類におけるケージ等の規模について <犬猫の基準を参考とした基準への改正>

第2条第1号 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

（3）ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（一）犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

（イ）～（二）略

（二）犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等は、次のとおりとすること。

（イ）うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上、高さが頭胴長の一・七倍以上とする（複数の個体を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、いずれも、これらの個体のうち最も頭胴長が長い個体の頭胴長を基準とする。ロ及びハにおいて同じ。）。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度と時間を定め、十分に運動することができる状態に置くことができる場合は、この限りでない。

（ロ）ハムスターにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、頭胴長の二乗に七・五を乗じて得た数値以上の床面積を備え、及び高さが頭胴長の二倍以上とすること。複数のハムスターを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、二頭目以降は一頭当たり頭胴長の二乗に二・五を乗じて得た数値以上の床面積を追加することで足りるものとする。

（ハ）モルモットにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、頭胴長の二乗に六を乗じて得た数値以上の床面積を備え、及び高さが頭胴長の一・五倍以上とすること。複数のモルモットを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、二頭目以降は一頭当たり頭胴長の二乗に二・二五を乗じて得た数値以上の床面積を追加することで足りるものとする。

（二）その他哺乳類に属する動物のケージ等にあっては、個々の動物が自然な姿勢で

立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度と時間を定め、十分に運動することができる状態に置くことができる場合は、この限りでない。

(三) 哺乳類に属する動物（以下単に「哺乳類」という。）以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

※ 犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等の規模の検討にあたっては、国内外の法令や文献等を参照した上で、正当な異議が生じないと考えられるものは可能な限り定量的かつ具体的な基準とした。これらに該当しないものは、定性的な基準とした上で、細部解釈等において、各動物がどのような動作を行うための広さ及び空間が必要となるのか、可能な限り具体的な内容を示すこととした。

基準の細部解釈

- **ケージ等…動物の飼養又は保管のために使用する、おり、かご等の設備を指す。**このため、いわゆるケージそのものだけではなく、平飼いの施設や運動スペースの外周を囲う柵等の設備もケージ等に含まれる。また、部屋等で放し飼いをしている場合は、部屋全体がケージ等に当たる。
- **飼養期間が長期間にわたる場合…長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業が該当し、具体的にはブリーダーのもとにいる動物やペットショップで販売のために展示される動物、触れ合い施設で展示される動物等が該当する。**一方、長期間の飼養が想定されない保管業等の業態（ペットホテルにおける数日の預かりや保管等）は、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当しない。
- **適切な頻度と時間…個々の動物の健康維持や発育、ストレスの軽減等のために、以下の観点を踏まえて定量的に定める運動頻度や時間のこと。**
 - ・生理、生態、習性
 - ・動物の成長段階や年齢等
 - ・健康状態
- **十分に運動することができる状態…個々の動物が運動可能な空間において、その空間内を動物が動き回って必要な運動ができる状態。**飼養期間が長期間にわたる場合のケージ等の規模を定めている動物にあっては、それよりも広い空間とすること。

➤ 十分な広さ及び空間…

【チンチラ、デグー】…個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、砂を浴びることができる十分な空間。

【ウマ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群の全てのウマが同時に横臥し、容易に体の向きを変えることができる空間。特に、哺乳期の子ウマを伴っている母ウマや妊娠中のウマについては、十分な空間を与える。

【ブタ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群の全てのブタに対し、妨げられることなく、同時に横臥、休息、起立することができる十分な空間。特に妊娠した繁殖雌ブタは、寝起きすることが不自由で、猝に腹部を圧迫され、乳房を隣の豚に踏まれる等の事故が起こるおそれがあるため、事故が起こらない十分な広さを確保する。また、分娩後や泌乳中の母ブタにあっては、子豚の圧死の防止及び子ブタが母ブタから自由に授乳できることを考慮する。

【ヒツジ、ヤギ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群の全ての動物に対し、妨げられることなく、同時に横臥、休息、起立することができる十分な空間。

【ウシ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群の全てのウシに対し、妨げられることなく、同時に横臥、休息、起立、毛繕いすることができる十分な空間。特に横臥又は立ち上がる場合、頭を前後に動かすことができる十分な空間。

➤ より一層の広さ及び空間…

【シマリス】…樹上性で活発な動物であるため、飛び移ったりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

【チンチラ】…活発な動物であるため、飛び移ったりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

【デグー】…活発な動物であるため、飛び移ったりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

【フクロモモンガ】…樹上性で活発な動物であるため、滑空したりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

【ヨツユビハリネズミ】…回転輪を設置できるような空間又は走ったりして十分に動き回れるような広い空間。

【フェレット】…穴や隙間に潜りたがる習性があり、後肢だけで立ち上がることもできるため、これらの行動のために十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

参考

➤ 動物を飼養するケージ等には、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて第2条第1号ハ（二）に定められた設備を備えること

第2条第1号ハ（二）

ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること

- 同じケージ等で複数の動物を飼養又は保管する場合には、第2条第7号ヲに従って、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

第2条第7号ヲ

異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び哺乳類にあつては飼育頭数を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

- 飼養期間の長短に関わらず、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、第2条第7号レに従って、動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

第2条第7号レ

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

推奨事項

- より一層の広さ及び空間

【うさぎ】…一頭当たりのケージ等の規模の床面積の四倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらのうさぎのうち最も頭胴長が長いうさぎの床面積の四倍以上が確保されていること。）及び高さが頭胴長の一・七倍以上（複数のうさぎを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらのうさぎのうち最も頭胴長が高いうさぎの頭胴長の一・七倍以上）とすることが望ましい。また、自然に近い行動を取れるよう、段差等により安全に上下運動が可能な空間を有することが望ましい。

【チンチラ】…飼養期間が長期間にわたる場合、活発な動物であるため、飛び移ったりして十分に動き回れるような大きく、高さのある空間で二頭までのケージ等の規模は、頭胴長（複数のチンチラを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長）の二乗に五を乗じて得た数値以上の面積を備え、及び高さが頭胴長の二倍以上とすることが望ましい。同一のケージ等で飼養又は保管するチンチラが二頭を超える場合は、一頭を追加する毎に頭胴長の二乗に二・五を乗じて得た数値以上の面積を追加することが望ましい。

【デグー】…飼養期間が長期間にわたる場合、二頭までのケージ等の規模は、頭胴長（複数のデグーを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長）の二乗に十七・五を乗じて得た数値以上の面積を備え、及び高さが頭胴長の二・五倍以上とすることが望ましい。同一のケージ等で飼養又は保管するデグーが二頭を超える場合は、二頭を追加する毎に頭胴長の二乗に十七・五を乗じて得た数値以上の面積を追加することが望ましい。

【ヨツユビハリネズミ】…飼養期間が長期間にわたる場合、一頭当たりのケージ等の規模は、頭胴長（複数のヨツユビハリネズミを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあつては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長）の二乗に二十七・五を乗じて得た数値以上の面積を備えることが望ましい。

【フェレット】…飼養期間が長期間にわたる場合、一頭当たりのケージ等の規模は、頭胴長（複数のフェレットを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長）の二乗に五を乗じて得た数値以上の面積を備え、及び高さが頭胴長の一・八倍以上とすることが望ましい。同一のケージ等で飼養又は保管するフェレットが二頭を超える場合は、一頭を追加する毎に頭胴長の二乗に五を乗じて得た数値以上の面積を追加することが望ましい。

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

■運動スペースに置く時間について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第7号 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

参考

➤ 犬及び猫、ハムスター、モルモット以外の哺乳類を長期間にわたり、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において飼養又は保管をする場合には、第2条第1号ロ（3）（二）の（イ）及び（ニ）に従い、適切な頻度と時間を定め、十分に運動することができる状態に置くこと。

第2条第1号ロ（3）（二）

（イ）うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上、高さが頭胴長の一・七倍以上とする（複数の個体を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、いずれも、これらの個体のうち最も頭胴長が長い個体の頭胴長を基準とする。ロ及びハにおいて同じ。）。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度と時間を定め、十分に運動することができる状態に置くことができる場合は、この限りでない。

（ニ）その他哺乳類に属する動物のケージ等にあっては、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度と時間を定め、十分に運動することができる状態に置くことができる場合は、この限りでない。